

令和7年度港区定額減税補足給付金（不足額給付）の実施について

1 概 要

令和6年度定額減税補足給付金の支給に当たっては、令和6年分推計所得税額を用いて給付額を算定していました。確定申告等により令和6年分所得税額等が確定することを受け、令和6年分所得税額等を用いて本来給付すべき額（以下「給付確定額」といいます。）を算定し、既に給付した額（以下「当初給付額」といいます。）との間で差異が生じた者等に対し、不足額を支給します。

2 経 緯

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税及び個人住民税の減税（以下「定額減税」といいます。）を行い、国民に分かりやすく「税」の形で直接還元することとされ、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税から定額減税が行われました。

また、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援として定額減税補足給付金の支給を行うことが示されました。

なお、速やかな支給開始のため、令和6年に入手可能な情報（推計所得税額等）を基に当初給付額を支給することとされ、令和6年分所得税額等が確定したのちに不足額が生じた者等に対しては、追加で不足額を支給することとされました。

3 事業概要

(1) 支給対象者

ア 対象者①

令和6年分推計所得税額と令和6年分確定所得税額に大きな差異があるなどにより、給付確定額と、当初給付額との間で差異が生じた者

(例) 令和5年所得に比べ令和6年所得が減少した、子どもの出生等で扶養親族等が増加した等

イ 対象者②

本人又は扶養親族等として定額減税の対象外であり、令和5年度から令和6年度までに既に実施された低所得者向け給付対象世帯にも属していない者

(例) 事業者と生計を一にする配偶者で事業者の営む事業に専ら従事している者又は合計所得金額48万円超の者で、合計所得金額より所得控除額が大きく、世帯内に令和6年度分個人住民税所得割の課税者がいるもの

※ただし、ア・イのいずれも合計所得金額が1,805万円超の納税義務者を除きます。

(2) 支給額

ア 対象者①

給付確定額から、当初給付額を控除した額

※給付確定額及び当初給付額は、それぞれ1万円単位に切り上げ

イ 対象者②

4万円

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった者は3万円

(3) 対象者数 (想定)

約10,000人

(4) 予算額

387,968千円

(内訳)

定額減税補足給付金総支給額 296,000千円

事務費 91,968千円

(5) 特定財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額減税補足給付金総支給額及び事務費の一部)

4 今後のスケジュール (予定)

令和7年 8月 上旬～ 申請書類送付

8月 中旬～ 給付金振込開始

10月31日 申請期限

※基準日や申請期限の目安については、国からまだ示されていません。

5 申請方法

(1) 当初給付の受給者が令和7年度定額減税補足給付金の対象者となる場合

区が、振込先口座情報等を把握していることから、対象者に金額や振込口座情報等を記載したお知らせを送付し、支給します。(プッシュ方式)

なお、内容に変更があるときは、その申出に基づき支給します。

(2) 前項以外の場合

前項以外の場合は、対象者に申請書を送付し、対象者からの申請に基づき、内容を審査した上で、支給します。(確認書方式)

(3) 令和6年中の転入者

令和6年1月2日以降の転入者については、令和6年度分個人住民税所得割額及び当初給付に係る情報を区が把握していないことから、対象者からの申出に基づき申請書を送付し、内容を審査した上で、支給します。(申出方式)

6 その他 (当初給付実施状況)

支給対象者数 21,271人

支給人数 19,465人 ※支給率：約92%

支給額 647,210千円